

ケアネットショートステイ長野運営規定

指定（介護予防）短期入所生活介護事業

第1章 総則

第1条（既定の趣旨）

この規定は、(株)ケアネット長野サービスセンターが設置運営するケアネットショートステイ長野が介護保険法による指定（介護予防）短期入所生活介護事業所として事業所を実施するにあたり必要とする事項を定めたものとする。

第2条（事業所目的）

居宅介護者（以下「利用者」という。）の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に指定（介護予防）短期入所生活介護を提供するものとする。

第3条（事業所運営方針）

1. 指定（介護予防）短期入所生活介護事業を実施するにあたっては、利用者の人権を尊重し、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする
2. 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画を作成し、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行うものとする。

第2章 利用定員及び職員数・職務

第4条（職員の員数）

指定（介護予防）短期入所生活介護事業を実施するため、次の職員を置く。

- | | |
|----------|---------|
| （1）管理者 | 1名 |
| （2）医師 | 1名（非常勤） |
| （1）生活相談員 | 1名以上 |
| （1）看護職員 | 1名以上 |
| （1）介護職員 | 10名以上 |

- (1) 機能訓練指導員 1 名
- (1) 管理栄養士 1 名

第5条（職員の職務）

職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 職員を指揮監督し、事業実施の管理及び運営にあたる
- (2) 生活相談員 利用者の生活相談及び苦情処理並びに短期入所生活等介護計画の作成にあたる
- (3) 看護職員 利用者の看護にあたる
- (1) 介護職員 利用者の介護・介助にあたる
- (1) 機能訓練指導員 利用者の機能訓練にあたる
- (1) 管理栄養士 利用者の食事管理及び献立の作成にあたる

第6条（利用定員数） 2 2 名

第3章 介護の内容及び利用料

第7条（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容）

短期入所生活介護等は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、常に利用者の家族との連携を図りながら次のサービスの提供を行う

- (1) 利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事の提供
- (2) 1 週間に 2 回以上の入浴
- (3) 排泄の自立について必要な援助
- (4) 離床、着替え、整容そのほか日常生活上の世話
- (5) 日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康維持のための適切な措置
- (7) 適宜に、利用者のためのレクリエーションの実施
- (8) 利用者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助
- (9) その他利用者の生活向上のために必要な援助

2.短期入所生活介護事業等を利用する場合の送迎は、利用者側で行うこととする

但し、申し出があった場合は、行うことができるものとする

第8条（利用料）

- 1.介護報酬告示上の額とする
- 2.送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）

3.食事の提供に要する費用

- ・朝食 350 円、昼食 715 円、おやつ 115 円、夕食 715 円 合計 1,895 円（1 日あたり）

4.滞在に要する費用

- ・従来型個室 2,040 円（6 室）
- ・2 人室 1,040 円（4 室）
- ・4 人室 855 円（2 室）

5.理美容代

- ・実費

6（介護予防）.短期入所生活介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

第 9 条（通常の送迎の実施地域）

通常の送迎の実施地域は、須坂市、長野市（旧戸隠、鬼無里、大岡地区を除く）上高井郡、中野市とする

第 4 章 利用申込み等

第 10 条（利用申込）

- 1（介護予防）.短期入所生活介護等（以下「生活介護」という。）の提供を開始するときは、あらかじめ利用者に対し面接を行い、利用申込者又はその家族に対し、この運営規定の概要、職員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得るものとする。
- 2.新たに入所する利用者については、心身の状況、個性、境遇、経歴、趣味、嗜好その他の身上調査及び健康診査を行い、これを記録保存しておくものとする。
- 3.新たに入所する利用者の衣類その他所持金品を確認するとともに、衛生上必要な措置をとらなければならない。

第 11 条（入所拒否）

管理者は、入所申込者が次の各号の一つに該当するときは、入所を拒否するものとする。
この場合、管理者は必要に応じ、関係市町村又は当該利用者の係わる居宅介護支援事業者と密接な連携に努めるものとする。

- （1）伝染性疾患を有するとき
- （2）精神性疾患を有するとき
- （3）疾病が重度であって、入所が不可能と認められたとき
- （4）著しく共同生活を乱す恐れがあるとき

(5) その他入所を不適當と認める正当な理由があるとき

第 12 条 (身元引受人)

入所が決定した者は、入所の際、成年者で独立の生計を営むものを身元引受人に定め別に定める契約書により、利用者と連名で管理者と契約を締結するものとする。

第 13 条 (退所)

管理者は、次の場合、関係市町村又は当該利用者に係わる指定居宅介護支援事業者と密接な連携を図って、利用者を退所させることができる。

- (1) 利用者から退所の申し出があったとき
- (2) 利用者が無断で対処し、復歸の意思がないとき
- (3) 利用者が入院したとき
- (4) 利用者が第 10 条の状態になったとき
- (5) 第 18 条による退所命令をしたとき

第 5 章 利用者等の守るべき規律

第 14 条 (利用者の心得)

利用者は、相愛互助の精神をもって、家族的共同生活の向上に努めるとともに、ケアネットショートステイ長野の諸規定を守り、職員の好意的指導に従い、運営に協力しなければならない

第 15 条 (日課)

利用者はケアネットショートステイ長野が定めた日課を基準とし、日常生活するように努めなければならない

第 16 条 (面会)

外来者が利用者と面会しようとするときは、所定の面会簿に氏名やその他の事項を記載しなければならない

第 17 条 (外出・外泊)

利用者が外出又は外泊しようとするときは、予め日時、用務、行先、及び付添人等を記入した届出書により、管理者の承認を得るものとする

第 18 条 (退所命令)

管理者は、利用者に次の各号の一つに該当する行為があったときは、身元引受人に事情を

説明して、その者を退所させることができる

- (1) この規定を守らないとき
- (2) 破廉恥な行為をしたとき
- (3) 公安を乱す行為があったとき
- (4) そのほか共同生活を甚だしく乱すと認められるとき

第6章 緊急時対応等

第19条（緊急時当における対応方法）

利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに嘱託医師若しくは利用者のかかり医に連絡をとり、支持を得て対処するものとする

第20条（事故発生時の対応）

1. 利用者に対する生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする
2. 利用者に対する生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行うものとする

第21条（苦情処理）

提供した生活介護等に係わる利用者からの苦情には、迅速且つ適切に対応するために、次の措置をとるものとする

- (1) 日頃から必要な記録を整備しておくこと
- (2) 利用者からの苦情の申し出には誠意をもって対応すること
- (3) 必要により、苦情処理委員会を開催すること

第22条（非常災害対策）

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする

第7章 サービスの提供の記録、その他

第23条（居宅サービス計画沿ったサービス提供）

居宅サービス計画が作成されている利用者については、当該計画に沿った生活介護を提供しなければならない

第 24 条（サービス提供の記録）

生活介護を提供した際には、提供日及び内容等必要事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面文又はこれに準ずる書面に記載しなければならない

第 25 条（利用者に関する市町村への通知）

事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知するものとする

- （１）正当な理由なしに（介護予防）短期入所生活介護等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき
- （２）偽りその他不正な行為によって保険給付を受け又は受けようとしたとき

第 26 条（その他の運営についての留意事項）

1. 事業者は、従事者の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし業務体制を整備する
 - （１）採用時研修 採用後 2 カ月以内
 - （２）継続研修 年 1 回
 - （３）認知症への対応力向上に向けた取り組み及び認知症についての理解を目的とし、認知症の人の尊厳の保持を実現するために、介護に直接かかわる職員のうち医療・福祉の資格を有さないものについては、入職から 1 年以内に認知症介護基礎研修を修了するものとする。
 2. 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 3. 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を徹底する。
 4. ケアネットショートステイ長野では、利用者本人または他の利用者の生命・身体を保護するため、緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行わない。ただし、止むを得ず身体的拘束、行動制限を行う場合は、本人又は家族に対し十分な説明を行い、理解と同意を得たうえで極めて限定的に行うものとする。
 5. 事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組む。
 - ①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - （１）身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - （２）個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - （３）意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- 上記は当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象。

- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討する。
- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じるものとする。

6. 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- ①事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行う。
- ②当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ④事業所は次の通り虐待防止責任者を定めるものとする。

役職：管理者 氏名：岡部 一城

7. 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ①介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

8. 業務継続に向けた取り組みについて

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じるものとする。

②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

9. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は(株)ケアネット長野サービスセンターが定めるものとする

付則

この規定は平成16年6月2日から施行する

平成29年9月1日 一部改訂（第7条（1）変更、第26条4項追加）

令和6年3月31日 一部改訂（第26条5項、6項、7項、8項追加）